

令和7年度若狭湾サイクリングルート交通量・利用者数調査業務委託

入札説明書

若狭湾サイクリングルート推進協議会

## 目 次

- 1 入札執行者
- 2 入札に付する事項
- 3 入札の方法
- 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 5 入札説明書等に関する質問書の提出期限、提出場所および提出方法
- 6 入札参加資格確認申請手続きおよび審査結果通知
- 7 入札書の提出期間、提出方法および開札日時
- 8 この入札に係る一連の手続きおよび契約に関する手続きにおいて使用する言語および通貨
- 9 入札保証金に関する事項
- 10 契約保証金に関する事項
- 11 入札および開札
- 12 入札の無効に関する事項
- 13 落札者の決定に関する事項
- 14 契約書作成の要否および契約条項
- 15 再度入札
- 16 その他

別紙様式 1 入札説明書等に関する質問書

別紙様式 2 入札参加資格確認申請書

別紙様式 3 誓約書

別紙様式 4 入札書

別紙様式 5 委任状

別添 1 契約書 (案)

別添 2 仕様書

## 入札説明書

### 1 入札執行者

若狭湾サイクリングルート推進協議会 会長 杉本 達治

### 2 入札に付する事項

- (1) 委託する業務（以下「委託業務」という。）の名称および数量

令和7年度若狭湾サイクリングルート交通量・利用者数調査業務委託 一式

- (2) 委託内容

別添 委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

- (3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月6日まで

### 3 入札の方法

一般競争入札による。

### 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）

第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加者の資格を有する者で、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る委託業務を実施する能力を有すると認められる者であること。（提出物として同種同程度の契約実績がわかる書類を送付すること。）

- (5) 福井県内に本店、または支店を有すること

- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団もしくは暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 5 入札説明書等に関する質問書の提出期限、提出場所および提出方法

### (1) 提出期限

令和7年9月25日(木) 16時00分まで

### (2) 提出方法等

#### ア 提出方法

質問書は、質問書(別紙様式1)に質問内容を記載し、事前に電話連絡のうえ、FAXまたはE-mail(以下「FAX等」という。)で提出すること。

#### イ 回答

質問に対する回答は、令和7年9月26日(金) 16時00分までに入札参加資格確認申請者全員にFAX等により行うものとする。

### (3) 提出先

〒914-0811 福井県敦賀市中央町1丁目7-42 敦賀合同庁舎別館2階

若狭湾サイクリングルート推進協議会事務局

電話 0770-47-5422

FAX 0770-22-0243

E-mail: wakacycle@pref.fukui.lg.jp

(E-mailの場合は、タイトルを「(若サ) 交通量・利用者数調査業務委託に関する質問」とすること)

## 6 入札参加資格確認申請手続きおよび審査結果通知

この入札に参加しようとする者は、別紙様式2「入札参加資格確認申請書」に必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関して若狭湾サイクリングルート推進協議会の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期限

令和7年9月25日（木）16時00分まで

(2) 申請書等の提出方法

事前に電話連絡のうえ、提出期限内に提出先へ直接持参、書留郵便またはFAX等により提出すること。

(3) 提出先

〒914-0811 福井県敦賀市中央町1丁目7-42 敦賀合同庁舎別館2階

若狭湾サイクリングルート推進協議会事務局

電話 0770-47-5422

FAX 0770-22-0243

E-mail : wakacycle@pref.fukui.lg.jp

(E-mailの場合は、タイトルを「（若サ）入札参加資格確認申請書の提出」とすること)

(4) 必要書類

ア 誓約書（別紙様式3）

イ 福井県内に本店・支店があることが分かるもの

ウ 同種同程度の委託業務の履行実績を記載した書面（契約書の写し1部を添付すること。）

エ その他

(5) 審査の結果通知

審査の結果は、入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、書面により通知する。

## 7 入札書の提出期間、提出方法および開札日時

(1) 入札書の提出期間および提出場所

ア 提出期間

令和7年9月29日（月） 8時30分から

令和7年9月30日（火） 16時00分まで

イ 提出場所

〒914-0811 福井県敦賀市中央町1丁目7-42 敦賀合同庁舎別館2階

若狭湾サイクリングルート推進協議会事務局

(2) 入札書の提出方法

入札書（別紙様式4）は、入札書の提出期間内に、入札場所へ直接持参、あるいは書留郵便により提出すること。

(3) 入札書を郵送する場合の提出期間、提出先、郵送方法および提出方法

ア 提出期間

7 (1) アと同様する（提出期限必着）。

イ 提出先

7 (1) イと同様とする。

ウ 郵送により提出する場合の対応

郵送により提出する際には、その旨を上記7 (1) イで定める提出先まで連絡すること。

エ 提出方法

入札書は、封筒に入れて密封（以下「入札封筒」という。）し、入札封筒の封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）および「10月1日開札〔令和7年度若狭湾サイクリングルート交通量・利用者数調査業務委託〕の入札書在中」と朱書すること。入札封筒は、封筒（以下、「郵送封筒」という。）に入れて郵送すること。代理人が入札を行う場合、入札封筒と委任状（別紙様式5）を郵送封筒に入れて郵送すること。

(4) 開札の日時および場所

ア 日時

令和7年10月1日（水）10時00分

イ 場所

〒914-0811 福井県敦賀市中央町1丁目7-42

敦賀合同庁舎別館2階 大会議室

(5) 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する

問い合わせ先

5 (3) と同様とする。

8 この入札に係る一連の手続きおよび契約に関する手続きにおいて使用する言語および通貨  
日本語および日本国通貨とする。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札参加者が、次に該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札参加者が保険会社との間に若狭湾サイクリングルート推進協議会を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。

イ 福井県財務規則第146条第3項に規定する名簿に登載されている者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 入札保証金の納付

前号規定による入札保証金の納付免除に該当しない入札参加者は、見積もった金額（消費税込

み) の 100 分の 5 以上の入札保証金を、令和 7 年 10 月 1 日 (水) 9 時 30 分までに、若狭湾サイクリングルート推進協議会事務局出納員に納入しなければならない。なお、落札しなかった者の入札保証金は、落札決定後、還付する。

(3) 入札保証金を納付する場合、納付に代えて提供できる担保

ア 国債、地方債

イ 鉄道債券、首都高速道路債券、公営企業債券、道路債券、北海道東北開発債券、電源開発株式会社債券、阪神高速道路債

ウ 銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産協同組合、塩業組合、その他貯金の受入れを行う組合が振出しまたは支払保証をした小切手

エ 日本銀行担保、適格社債 (公募社債) (例 鉄道債、電力債等の事業債)

なお、以上に掲げた担保の価値は、国債および地方債については額面金額、小切手については小切手金額、その他のものについては市場価格 (当該入札日前 1 週間程度における価格とし、その判定は、東京株式の取引価格とする。) の 8 割に相当する金額とする。

## 10 契約保証金に関する事項

契約金額 (消費税込み) の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部の納付が免除される。

(1) 契約者が、保険会社との間に若狭湾サイクリングルート推進協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。

(2) 過去 2 年間に国、地方公共団体、公団あるいは県の公社と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 11 入札および開札

(1) 入札参加者は、入札公告およびこの入札説明書ならびに契約条項を熟読し、入札心得を遵守の上、入札に参加しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札金額は、業務実施に要する一切の諸費用を含むものとする。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (加算後の金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問

わざ、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する金額を減算した金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書には次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 入札金額（記載金額は日本国通貨に限る。）

イ 業務の名称

ウ 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称または商号ならびに代表者の氏名）および代表者印の押印

(4) 代理人をして入札させるとときは、別紙様式5による委任状を提出しなければならない。

(5) 入札参加者または代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできない。

(6) 入札参加者は、提出した入札書を書き換え、変更または取り消すことはできない。

(7) 開札は、入札参加者またはその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札参加者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(8) 入札回数は初回を合わせて2回を限度とする。

## 1.2 入札の無効に関する事項

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

(1) 入札公告に示した入札に参加する資格がない者または資格をなくした者のした入札

(2) 入札保証金を要するものについて、所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 入札者またはその代理人がした2以上の入札

(4) 2人以上の代理をした者の入札

(5) 入札者が連合した入札

(6) 入札の際、不正の行為をした者の入札

(7) 委任状を提出しない代理人がした入札

(8) 前記1.1.(3)に掲げる事項の記載のない入札書を提出した入札

(9) 金額を訂正した入札書を提出した入札

(10) 誤字・脱字・脱漏・汚染・塗抹等により意思表示が不明確な入札書を提出した入札

(11) その他、入札条件に違反した入札

## 1.3 落札者の決定に関する事項

(1) この入札に係る調達業務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 前項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

#### 1.4 契約書作成の要否および契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、別添「契約書（案）」のとおりとする。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

#### 1.5 再度入札

開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札書提出に要する時間を確保し、速やかに、再度の入札を行うものとする。入札回数は、初回と合わせて2回を限度とする。

#### 1.6 その他

- (1) この入札において、最低制限価格は設定しない。
- (2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所管の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。